

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○議決を経た予算の要領 (財 政 課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	5
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	5
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	5
公 告	
○争議行為の予告 (雇用労働政策課)	5
	(11・10掲示)
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	5
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	5
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規則	5
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察に係る高知県行政手続条例の施行に関する規則	6
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知県選挙管理委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規程	6
高知県内水面漁場管理委員会告示	
◎高知県内水面漁場管理委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規程	6
高知海区漁業調整委員会告示	
◎高知海区漁業調整委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規程	6
高知県収用委員会告示	
◎高知県収用委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規程	6

告 示

高知県告示第693号

平成20年10月高知県議会臨時会において議決を経た予算の要領

は、次のとおりである。
平成20年11月21日

高知県知事 尾崎 正直

平成20年度高知県一般会計補正予算

平成20年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,275,323千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ418,481,453千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位千円)					歳 出 (単位千円)					
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計	
7	分担金及び負担金	2,845,252	53,500	2,898,752	8	農林水産業費	28,805,094	171,900	28,976,994	
	2 負担金	2,770,307	53,500	2,823,807		4	森林林業費	12,685,021	171,900	12,856,921
9	国庫支出金	52,354,343	1,317,779	53,672,122	9	土木費	68,506,164	3,103,423	71,609,587	
	2 国庫補助金	29,177,333	1,317,779	30,495,112		2	河川費	5,997,585	188,334	6,185,919
13	繰越金	244,131	47,044	291,175		3	砂防費	4,150,047	132,000	4,282,047
	1 繰越金	244,131	47,044	291,175		4	道路橋梁費	28,504,251	2,423,089	30,927,340
15	県債	61,242,000	1,857,000	63,099,000		7	港湾費	7,150,166	275,000	7,425,166
	1 県債	61,252,000	1,857,000	63,099,000		8	海岸費	2,174,900	85,000	2,259,900
歳入合計		415,206,130	3,275,323	418,481,453	歳出合計		415,206,130	3,275,323	418,481,453	

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位千円)

款	項	事業名	金額
8 農林水産業費			34,828
	4 森林林業費	水源地域等保安林整備事業費	34,828
9 土木費			781,170
	2 河川費	堰堤改良事業費	80,270
	3 砂防費		92,000
		通常砂防事業費	30,000
		地すべり対策事業費	62,000
	4 道路橋梁費	小規模整備事業費	408,900
	7 港湾費	地方港湾改修費	200,000
合	計		815,998

2 変 更

(単位千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
9 土木費			4,310,409	6,092,379
	2 河川費		1,415,409	1,515,409
		広域河川改修事業費	70,409	170,409
	4 道路橋棟梁費		918,000	2,599,970
		道路改築費	768,000	2,449,970
合	計		5,493,256	7,275,226

第3表 地方債補正
2 変 更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業費	1,711,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、 当該見直し 後の利率)	1 平成21年度から平成50年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。	1,729,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、 当該見直し 後の利率)	1 平成21年度から平成50年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。
河川海岸事業費	2,036,000				2,148,000			
砂防事業費	1,683,000				1,729,000			
道路橋梁 ^{りょう} 事業費	6,745,000				7,666,000			
港湾事業費	342,000				436,000			
国直轄事業費負担金	9,325,000				9,991,000			
計	61,242,000				63,099,000			

平成20年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算

平成20年度高知県の流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規程により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター管理運営委託料	平成20年10月15日から 平成24年3月31日まで	881,268

高知県告示第694号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成20年11月21日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成20年10月1日	株式会社C I J ウェーブ 東京都台東区上野五丁目1番1号 文昌堂ビル5F	居宅介護支援事業所あかね 四万十市中村京町3番地10 楓ビル3F 居宅介護支援
〃	医療法人みずほ会 須崎市多ノ郷甲5748番地1	訪問ヘルパーステーションケアビレッジすさき 須崎市多ノ郷甲5741番地 訪問介護 介護予防訪問介護

高知県告示第695号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年11月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高知市土佐山中切字ヒライシ1059、1767、1769、字カミノ地1061、1062、1772のハ、1773
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヒライシ1059・1767・字カミノ地1061・1062（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県森林部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第696号

高知市鏡柿ノ又、長岡郡本山町瓜生野、高岡郡中土佐町久礼、同郡日高村本郷及び幡多郡黒潮町蜷川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成20年11月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
 - 高知市
 - 本山町
 - 中土佐町
 - 日高村
 - 黒潮町
- 調査を行った地域及び時期
 - 高知市鏡柿ノ又の一部
平成18年度及び平成19年度
 - 長岡郡本山町瓜生野の一部
平成18年度及び平成19年度
 - 高岡郡中土佐町久礼の一部
平成18年度及び平成19年度
 - 高岡郡日高村本郷の一部
平成17年度及び平成18年度
 - 幡多郡黒潮町蜷川の一部
平成18年度及び平成19年度
- 成果の名称
 - 高知市地籍図及び地籍簿
 - 本山町地籍図及び地籍簿
 - 中土佐町地籍図及び地籍簿
 - 日高村地籍図及び地籍簿
 - 黒潮町地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
平成20年11月21日

公 告

平成20年11月7日付けをもって厚生年金高知リハビリテーション病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成20年11月10日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 事件
 - 年末一時金について
 - 年末年始休暇・手当について
 - その他の要求について
- 日時
平成20年11月18日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間
- 場所
厚生年金高知リハビリテーション病院施設の全職場及び敷地
- 争議行為の概要
3の場所の全体又は一部において、すべての業務の停止等のあらゆる形の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員は配慮する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、物部川右岸土地改良区の定款の変更を平成20年11月12日に認可した。

平成20年11月21日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年11月21日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年9月18日 19高幡土第2号	宿毛市小深浦326番地ほか	宿毛市小筑紫町田ノ浦483番地 マルヤマ不動産 代表 小山 悦一

教育委員会規則

高知県教育委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第12号

高知県教育委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規則

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に規定する高知県教育委員会が行う処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に係る同条例の施行に関し必要な事項については、高知県行政手続条例施行規則（平成8年高知県規則第20号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

公安委員会規則

高知県警察に係る高知県行政手続条例の施行に関する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

高知県公安委員会規則第9号

高知県警察に係る高知県行政手続条例の施行に関する規則

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に規定する高知県公安委員会、高知県警察本部長又は警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）が行う処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に係る同条例の施行に関し必要な事項については、高知県行政手続条例施行規則（平成8年高知県規則第20号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第77号

高知県選挙管理委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規程を次のように定める。

平成20年11月21日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規程

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に規定する高知県選挙管理委員会が行う処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に係る同条例の施行に関し必要な事項については、高知県行政手続条例施行規則（平成8年高知県規則第20号）の規定の例による。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

高知県内水面漁場管理委員会告示第1号

高知県内水面漁場管理委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規程を次のように定める。

平成20年11月21日

高知県内水面漁場管理委員会会長 樋口 清允

高知県内水面漁場管理委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規程

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に規定する高知県内水面漁場管理委員会が行う処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に係る同条例の施行に関し必要な事項については、高知県行政手続条例施行規則（平成8年高知県規則第20号）の規定の例による。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

海区漁業調整委員会告示

高知県海区漁業調整委員会告示第1号

高知県海区漁業調整委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規程を次のように定める。

平成20年11月21日

高知県海区漁業調整委員会会長 和田 義光

高知県海区漁業調整委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規程

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に規定する高知県海区漁業調整委員会が行う処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に係る同条例の施行に関し必要な事項については、高知県行政手続条例施行規則（平成8年高知県規則第20号）の規定の例による。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

収用委員会告示

高知県収用委員会告示第1号

高知県収用委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規程を次のように定める。

平成20年11月21日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

高知県収用委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関

する規程

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に規定する高知県収用委員会が行う処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に係る同条例の施行に関し必要な事項については、高知県行政手続条例施行規則（平成8年高知県規則第20号）の規定の例による。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。